

虐待対応状況調査報告

長野県健康福祉部障がい者支援課
施設支援係

令和3年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			（参考）都道府県労働局 の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	7,337件 (6,556件)	3,208件 (2,865件)	529件 (564件)	虐待判断 件数	392件 (401件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,994件 (1,768件)	699件 (632件)	/		
被虐待者数	2,004人 (1,775人)	956人 (890人)			被虐待者 数

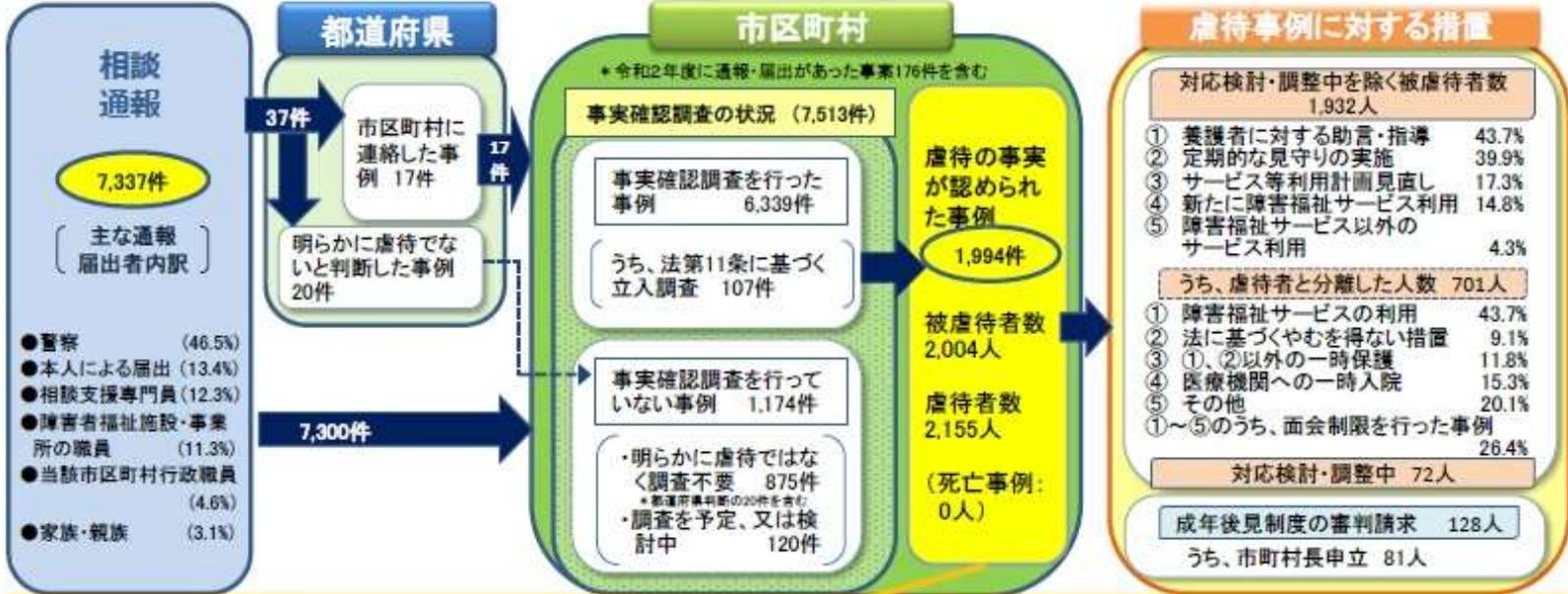
（注1）上記は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものです。

カッコ内については、前回調査(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)のもの。

（注2）都道府県労働局の対応については、令和4年9月7日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

令和3年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(2,155人)

- 性別
男性(64.8%)、女性(35.2%)
- 年齢
60歳以上(38.1%)、50～59歳(25.0%)
40～49歳(17.7%)
- 続柄
父(25.1%)、母(23.1%)、夫(16.8%)
兄弟(10.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.5%
虐待者が虐待と認識していない	42.3%
虐待者の知識や情報の不足	25.6%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.1%
虐待者の介護疲れ	20.7%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	17.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	16.6%

被虐待者(2,004人)

- 性別 男性(33.5%)、女性(66.5%)
- 年齢
50～59歳(22.5%)、40～49歳(22.0%)
20～29歳(20.4%)
- 障害種別(重複障害あり)

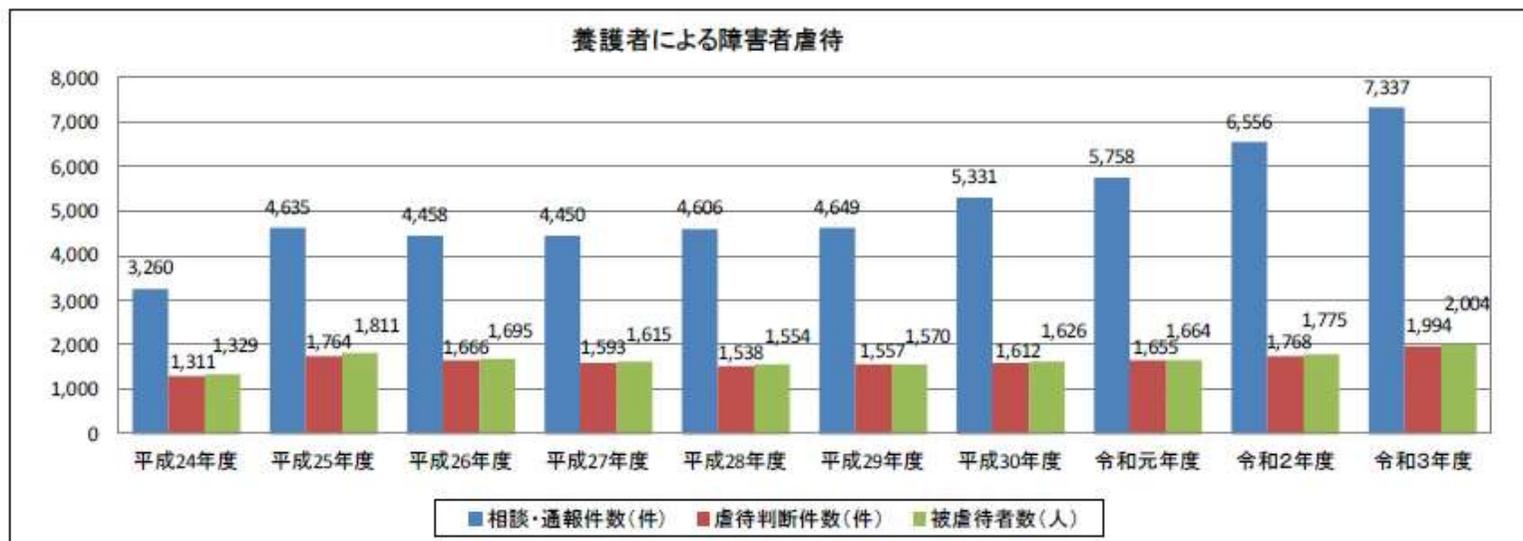
身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.3%	45.7%	41.7%	4.1%	3.0%

- 障害支援区分のある者 (50.1%)
- 行動障害がある者 (27.7%)
- 虐待者と同居 (86.9%)
- 世帯構成
両親(14.5%)、配偶者(13.4%)、
両親と兄弟姉妹(11.5%)、母(8.8%)

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

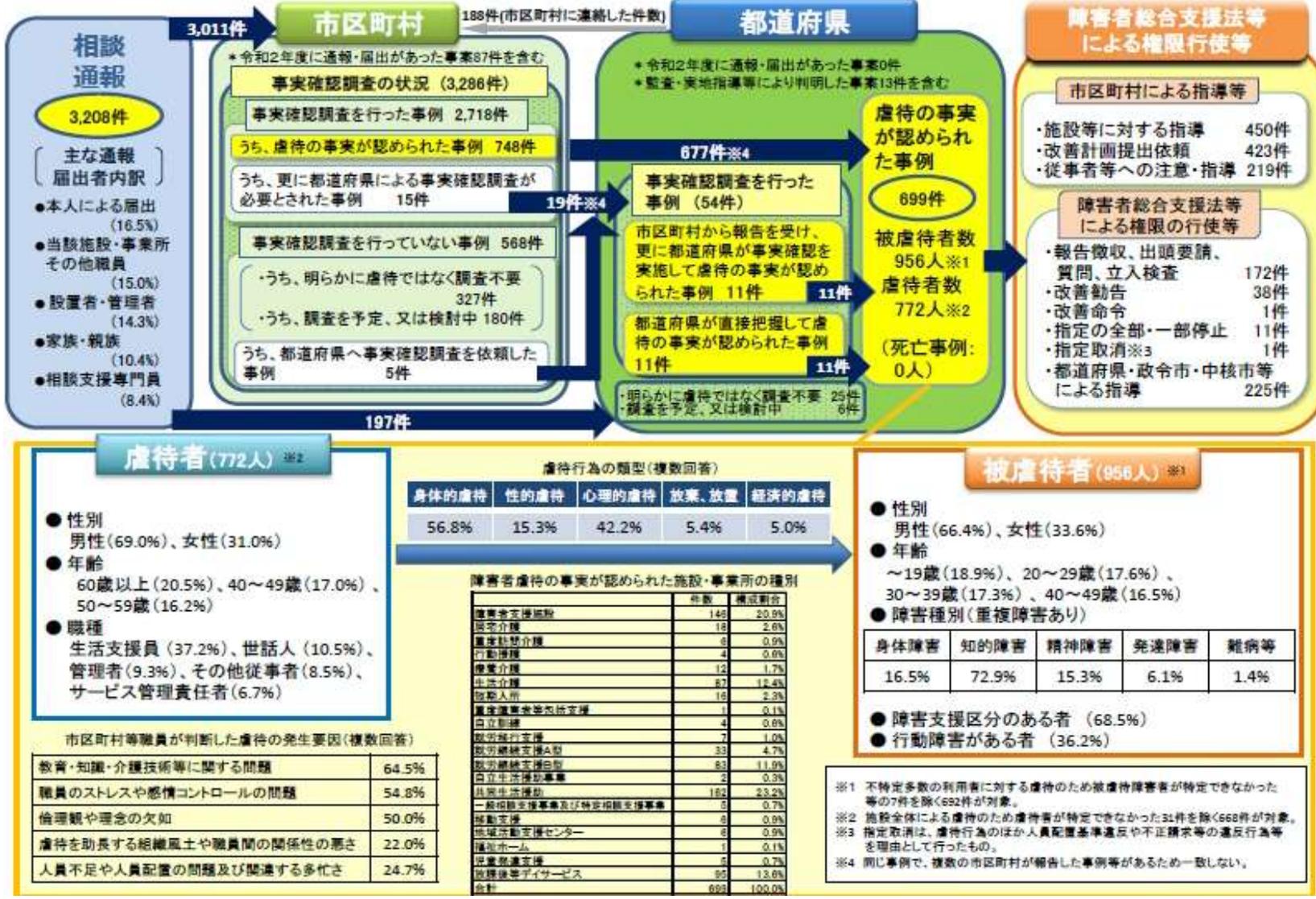
- ・令和3年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は7,337件であり、令和2年度から増加(6,556件→7,337件)。
- ・令和3年度の虐待判断件数は1,994件であり、令和2年度から増加(1,768件→1,994件)。
- ・令和3年度の被虐待者数は2,004人。

養護者	平成							令和		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和3年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和3年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は3,208件であり、令和2年度から増加(2,865件→3,208件)。
- ・令和3年度の虐待判断件数は699件であり、令和2年度から増加(632件→699件)。
- ・令和3年度の被虐待者数は956人。

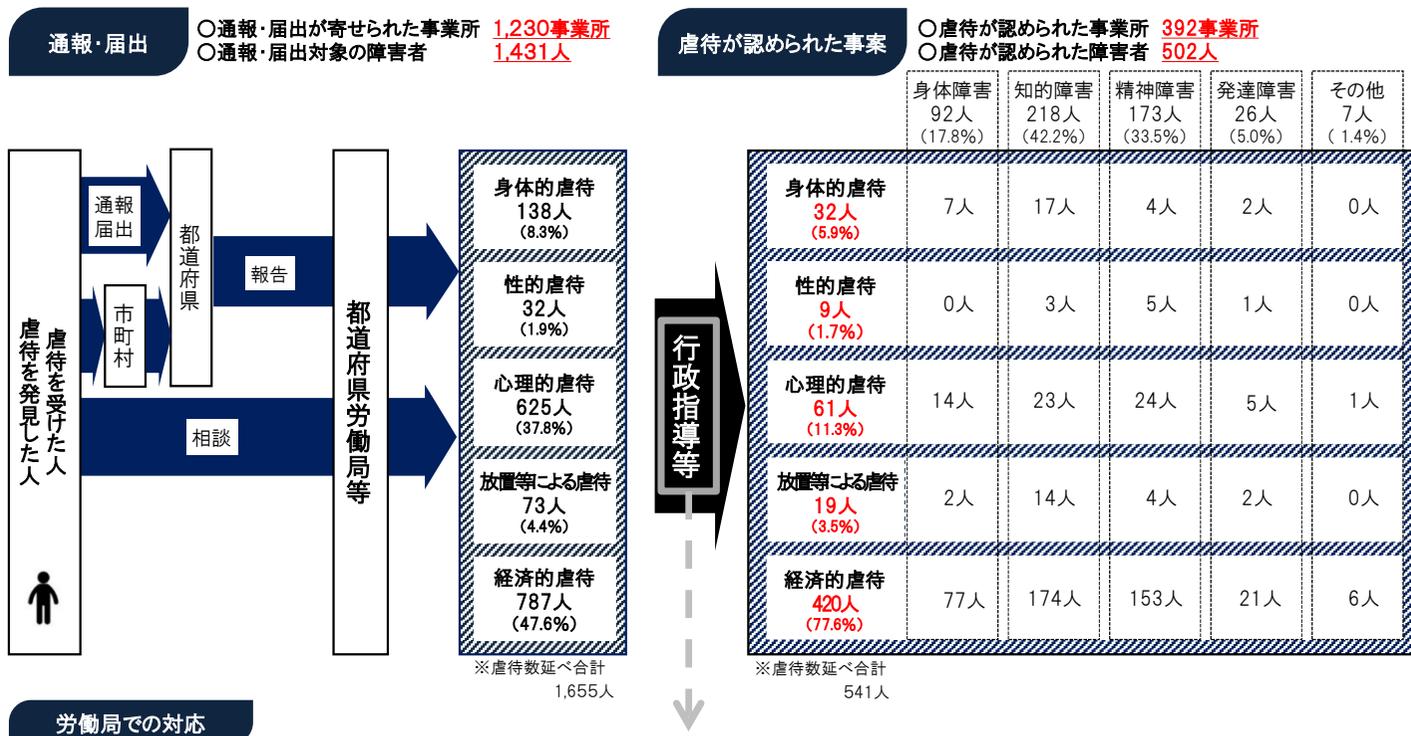
障害福祉従事者	平成							令和		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

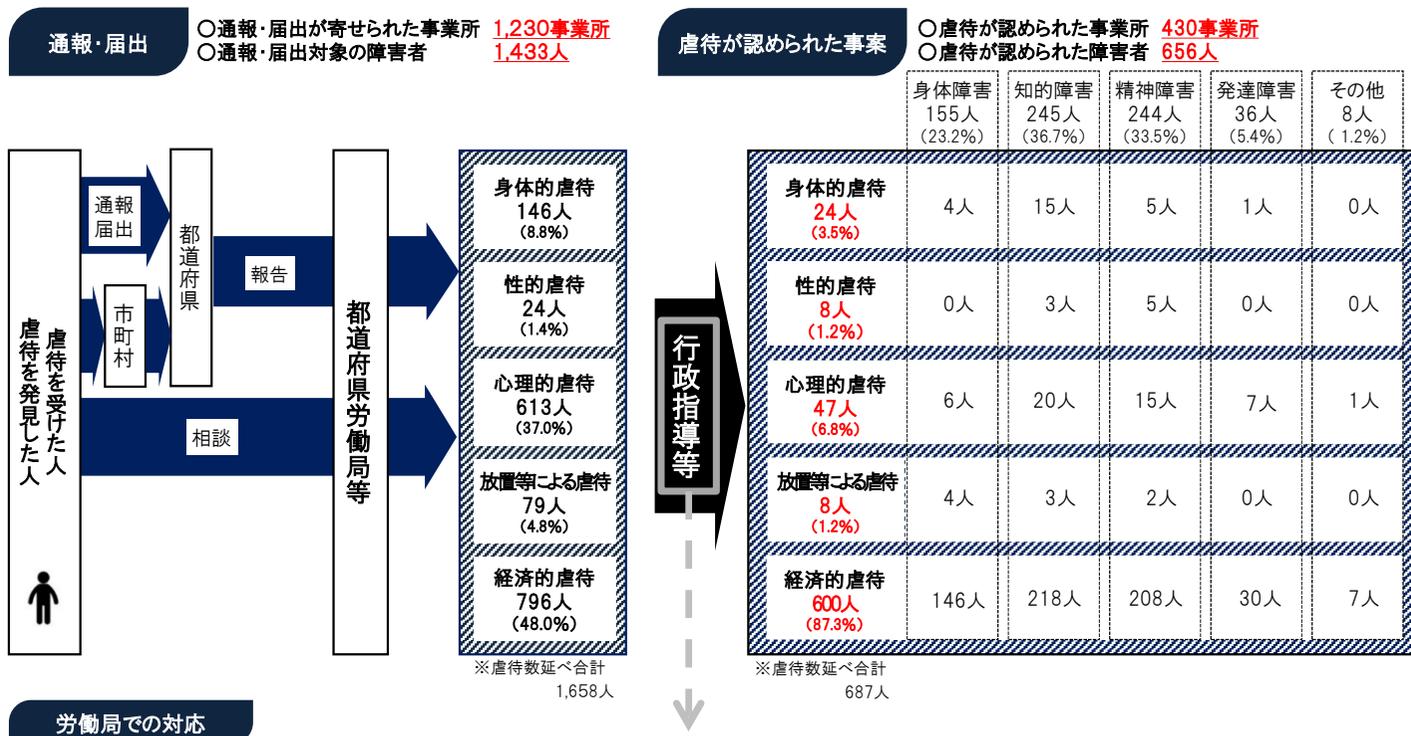
令和3年度における使用者による障害者虐待の状況等



労働局での対応

虐待に対して労働局が講じた措置	件数
労働基準関係法令に基づく指導等 [うち、最低賃金法関係]	418 (81.0%) [233 (45.2%)]
障害者雇用促進法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	59 (11.4%)
個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導、あっせん	16 (3.1%)
パートタイム・有期雇用者労働法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	11 (2.1%)
男女雇用機会均等法に基づく助言、指導、紛争解決の援助等	9 (1.7%)
労働施策総合推進法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	3 (0.6%)

令和4年度における使用者による障害者虐待の状況等



労働局での対応

虐待に対して労働局が講じた措置	件数
労働基準関係法令に基づく指導等 [うち、最低賃金法関係]	604 (90.4%) [266 (39.8%)]
障害者雇用促進法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	40 (6.0%)
労働施策総合推進法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	13 (1.9%)
男女雇用機会均等法に基づく助言、指導、紛争解決の援助等	7 (1.0%)
個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導、あっせん	4 (0.6%)

令和3年度 長野県における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

	養護者による 障害者虐待	障害者施設従事者等による 障害者虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出件数	72件 (104件)	62件 (52件)	29件 (39件)
虐待判断件数	27件 (35件)	13件 (12件)	10事業所 (11事業所) ※労働局の対応
被虐待者数	27人 (35人)	22人 (17人)	11人 (11人) ※労働局の対応

上記は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。カッコ内については、前回調査（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）のもの。使用者による虐待受付件数には、労働局から長野県庁への通知を含む。

令和3年度 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例への状況等

件数	13件
虐待の種別（重複あり）	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置
虐待があった施設等の種別	障害者支援施設（2件）、居宅介護（1件）、療養介護（1件）、生活介護（1件）、重度障害者等包括支援（1件）、就労継続支援A型（3件）、就労継続支援B型（2件）、共同生活援助（1件）、放課後等デイサービス（1件）
虐待を行った従業員等の職種	サービス管理責任者、設置者・経営者、看護職員、生活支援員、指導員、その他従事者
虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出の指示および改善状況の確認

長野県における3か年の推移（障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の類型）

	令和元年度（件）	令和2年度（件）	令和3年度（件）
虐待が認められた件数	7	12	13
身体的虐待	4	6	4
性的虐待	1	3	3
心理的虐待	6	4	8
放棄・放置	0	0	1
経済的虐待	0	1	0

上記は、各年度の4月1日から3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
1事例につき、複数の虐待累計が認められる場合もあるため、件数と類型の合計は一致しない。

障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント (施設・事業所従事者向け手引き)

- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」が、令和5年7月に施行されることに伴う性犯罪の罪名及び適用要件の改正について記載を追加(P6)。
- 虐待を防止するための取組における「性的虐待の防止」について、「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」の成果を踏まえて記載内容を拡充(P22)。
- 通報等による不利益取扱いの禁止について、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されることを明確化(P27)。

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪（令和5年7月改正）
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

※「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）」が、令和5年7月に施行されました。この改正により、これまでの「強制性交等罪・準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」に罪名が変更され、その適用要件は、以下のとおり。

1 次の①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期懲禁刑に処する。

① 暴行・脅迫 ② 心身の障害 ③ アルコール・薬物の影響 ④ 睡眠その他の意識不明瞭 ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在 ⑥ 予想と異なる事象との直面に起因する恐怖又は驚愕 ⑦ 虐待に起因する心理的反応 ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、1と同様とする。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要）

性的虐待防止の取組

○成人の障害者に対して行われる事案もあるが、全国的には障害児に対して行われる事案も報告されている。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残したり、SNS等を通してわいせつな画像を送付させるといった悪質な犯行もみられている

○利用者の恋愛感情につけ込んで、事業所内外で関係をもつ事案もある。支援者と利用者という関係において、そうしたやり取りや関係性を持つことは厳に慎むべきであることは言うまでもないが、利用者の障害特性や依存傾向なども影響して、発見が遅れてしまったり、周囲もなんとなくおかしいと思いながらも特に問題視せずに推移してしまうこともある。

○利用者本人や家族が二次被害を恐れて性的虐待を受けた事実を周囲に相談することや、市町村に通報することが難しいという課題もある。

性的虐待防止の取組

⇒性的虐待を防止するために

- ・被害の相談や通報に関する相談窓口の周知を強化する。
- ・職員採用時に試しに現場に入ってもらって気になる行動がないか確認する。
- ・勤務シフトや業務分担の工夫により、職員と利用者が二人きりになる場面や死角になる場所を作らない。
- ・同性介助ができる体制を整える。
- ・勤務中は個人の携帯電話やスマートフォンの携行を禁止し、不当な撮影を防止する。
- ・職員教育において、利用者の人権を尊重することや、援助関係における倫理規範を厳守することを徹底させる。
- ・利用者に向けて、「何が虐待に当たるのか」や、不快なことがあったら声を上げることができるということについて、障害特性に合わせた具体的な教育的アプローチを行う。

通報者の保護

○障害者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報する場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で保護される。

- ①刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（障害者虐待防止法第16条第3項）。
- ②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと（障害者虐待防止法第16条第4項）。（通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除く）

⇒したがって、障がい者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取り扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、**当該行為は民事上無効と解される。**

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
 - ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
 - ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）
- (注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加**するとともに、**減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「**身体拘束廃止未実施減算**」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる障害者虐待防止

学校、保育所等、医療機関は障害児者も利用することから、障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、各機関の長に対して、障害者に対する虐待を防止する措置を講ずることが規定されています。

今回、各機関において当該虐待防止措置を実施する際に参考となる取組例をまとめました。

学校、保育所等、医療機関及び自治体の所管部署は、取組例を参考に、障害者虐待防止の取組を推進してください。

【 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）） 】

第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 各学校で虐待防止に関する研修を実施 いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） 障害理解促進のための冊子の作成
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） 人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 体罰防止月間の実施 障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 人権に関する絵本等の配布 児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 専用ダイヤルの設置による随時電話相談 保育所利用者アンケートの実施
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 保育所職員による市内療育施設への見学 障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 巡回相談等での保育士、園への支援を通した子どもの育ちの支援環境の整備 各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）
 において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施 
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

精神保健福祉法改正（令和6年4月施行）

1. 医療機関における虐待防止措置の義務化

- ・当該精神科病院で医療を受ける精神障がい者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置
- ・当該精神科病院の業務従事者及び関係者に対する精神障がい者の虐待の防止のための研修の実施、普及啓発
- ・当該精神科病院で医療を受ける精神障がい者に対する虐待に関する相談体制の整備及びこれに対処するための措置
- ・その他当該精神科病院で医療を受ける精神障がい者に対する虐待防止に関する必要な措置

2. 虐待を発見した者の都道府県等への通報の義務化

- ・当該精神科病院において、虐待を受けたと思われる精神障がい者を発見した者は、都道府県へ通報しなければならない。
- ・業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。
- ・都道府県は、通報を受けて、報告徴収や立入検査を行うことができる。

ご清聴ありがとうございます